



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 家畜伝染病発生の報告（畜産課） 1
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） 1

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 1
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） 2
- 都市計画の変更の案の縦覧・11件（都市計画・モノレール課） 2

教育委員会事項

- 平成24年度沖縄県立特別支援学校の幼稚部及び沖縄県立沖縄高等特別支援学校の入学定員 5

告 示

沖縄県告示第525号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成23年11月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

発生伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所（区域）	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1戸2頭	石垣市	平成23年10月27日

沖縄県告示第526号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年11月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 基本測量を実施する地域 名護市、沖縄市、うるま市、国頭村、本部町、読谷村及び嘉手納町
- 2 基本測量を実施する期間 平成23年11月29日から平成24年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年12月16日まで縦覧に供する。

平成23年11月 1日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年10月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人街のえんがわ山桃
- 3 代表者の氏名 松本京子
- 4 主たる事務所の所在地 沖繩県沖繩市山内三丁目12番9号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、主に地域の住民に対して心地よい居場所を提供することにより、地域コミュニティの活性化、癒し空間の創出、子どもの生きる力を育む活動の支援、子どもや地域人材を活かす力を支援し蓄え、企業や個人で社会貢献促進のお手伝いをする、地域の人々の相互扶助ゆいまーるを推進するなど、まちとくらしを支援する多様な事業を行い、良好な住環境及び活発な地域コミュニティが創造・保たれることを目指し市民の公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖繩県環境生活部県民生活課において、平成23年12月6日まで縦覧に供する。

平成23年11月1日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年10月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日中文化交流センター
- 3 代表者の氏名 柯彬
- 4 主たる事務所の所在地 沖繩県那覇市久米1丁目2番5号シャト一天妃ビル1F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、日中の両国民に対して、双方の伝統文化の交流に関する事業を行い、日中間の友好と発展に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月1日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域 与那原町字東浜
- 3 縦覧期間 平成23年11月1日から同月15日まで
- 4 縦覧場所 沖繩県土木建築部都市計画・モノレール課及び与那原町まちづくり課
- 5 意見書の提出先 沖繩県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画臨港地区を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月1日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 中城湾港熱田臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域 北中城村字熱田及び字和仁屋
- 3 縦覧期間 平成23年11月1日から同月15日まで
- 4 縦覧場所 沖繩県土木建築部都市計画・モノレール課及び北中城村建設課
- 5 意見書の提出先 沖繩県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画臨港地区を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 中城湾港西原与那原臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域 与那原町字東浜
- 3 縦覧期間 平成23年11月1日から同月15日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び与那原町まちづくり課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・4・54号城間前田線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 浦添市字前田並びに前田一丁目及び二丁目
- 3 縦覧期間 平成23年11月1日から同月15日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市計画部都市計画課及び浦添市都市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 9・7・1号沖縄都市モノレール
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市首里汀良町3丁目、首里久場川町2丁目並びに首里石嶺町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目並びに浦添市字経塚、字前田並びに前田一丁目、二丁目及び三丁目
- 3 縦覧期間 平成23年11月1日から同月15日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市計画部都市計画課及び浦添市都市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・3・16号国際センター線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 浦添市字前田及び前田一丁目
- 3 縦覧期間 平成23年11月1日から同月15日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市計画部都市計画課及び浦添市都市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・2・14号浦添西原線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 浦添市前田二丁目及び三丁目並びに西原町字徳佐田
- 3 縦覧期間 平成23年11月1日から同月15日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市計画部都市計画課及び浦添市都市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・2・浦1号沢岬石嶺線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市首里石嶺町3丁目及び4丁目並びに浦添市字経塚
- 3 縦覧期間 平成23年11月1日から同月15日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市計画部都市計画課及び浦添市都市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・3・17号石嶺線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市首里汀良町3丁目並びに首里石嶺町1丁目、2丁目及び3丁目
- 3 縦覧期間 平成23年11月1日から同月15日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市計画部都市計画課及び浦添市都市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画都市高速鉄道を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 1号沖縄都市モノレール
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市首里汀良町3丁目、首里久場川町2丁目並びに首里石嶺町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目並びに浦添市字経塚、字前田並びに前田一丁目、二丁目及び三丁目

- 3 縦覧期間 平成23年11月1日から同月15日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市計画部都市計画課及び浦添市都市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 5・5・那6号新都心公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市おもろまち4丁目及び銘苅3丁目
- 3 縦覧期間 平成23年11月1日から同月15日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第11号

平成24年度沖縄県立特別支援学校の幼稚部及び沖縄県立沖縄高等特別支援学校の入学定員を次のように定める。

平成23年11月1日

沖縄県教育委員会

委員長 中野吉三郎

1 沖縄県立特別支援学校の幼稚部

(1) 設置学級数

学校名	一般
	学級数
沖縄盲学校	1
沖縄ろう学校	4
名護特別支援学校	1
美咲特別支援学校	2
島尻特別支援学校	2
西崎特別支援学校	2
宮古特別支援学校	1
八重山特別支援学校	1
計	14

(2) 定員 1学級につき5人を標準とする。ただし、校長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 沖縄県立沖縄高等特別支援学校

本校又は分教室の別	一般	
	学級数	定員

本校	5	45人
中部農林高等学校分教室	1	10人
南風原高等学校分教室	1	10人
計	7	65人

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8